

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」における三重県慣行レベルの改正および新設一覧 (案)

I 改正

1 小麦、大麦

現行

品目区分	品種・作型区分	地域区分	化学合成農薬 使用成分回数	化学肥料使用量 投入窒素量
小麦	農林61号		8 回	13.0 kg/10a
小麦	あやひかり		8 回	14.0 kg/10a
小麦	ニシノカオリ・タマイズミ		8 回	17.0 kg/10a
大麦			8 回	17.6 kg/10a

改正 (案)

品目区分	品種・作型区分	地域区分	化学合成農薬 使用成分回数	化学肥料使用量 投入窒素量
小麦	軟質小麦		10 回	14.0 kg/10a
小麦	硬質小麦		10 回	17.0 kg/10a
大麦			10 回	17.6 kg/10a

※施肥量の違いが、品種間差というより、軟質・硬質の特性によるため、小麦の特性で区分した。

※近年の気温上昇により、播種前後の除草だけでなく、生育期の防除が必要となっているため、成分回数を変更。

2 大豆

現行

品目区分	品種・作型区分	地域区分	化学合成農薬 使用成分回数	化学肥料使用量 投入窒素量
大豆			8 回	7.0 kg/10a

改正 (案)

品目区分	品種・作型区分	地域区分	化学合成農薬 使用成分回数	化学肥料使用量 投入窒素量
大豆			12 回	7.0 kg/10a

※近年の気温上昇により、害虫が増加し、活動期間も長いため、成分回数を変更。

※近年、難防除雑草や生育期におけるイネ科雑草が問題なため、成分回数を変更。

3 水稲

現行

品目区分	品種・作型区分	地域区分	化学合成農薬 使用成分回数	化学肥料使用量 投入窒素量
水稲	コシヒカリ	全域（伊賀地域を除く）	16 回	7.4 kg/10a
水稲	コシヒカリ	伊賀地域（注2）	18 回	7.4 kg/10a
水稲	その他品種	全域（伊賀地域を除く）	16 回	11.0 kg/10a
水稲	その他品種	伊賀地域	18 回	11.0 kg/10a

改正 (案)

品目区分	品種・作型区分	地域区分	化学合成農薬 使用成分回数	化学肥料使用量 投入窒素量
水稲	コシヒカリ(移植及び直播)		20 回	7.4 kg/10a
水稲	その他品種(移植及び直播)		20 回	11.0 kg/10a

※近年の気温上昇により、斑点米カメムシ類による被害が増回しており、その対策のため、成分回数を変更。

※難防除雑草が増加しており、体系処理による対応が必要なため、成分回数を変更。

※直播栽培は、移植栽培に対して農薬の使用成分回数を低減できる技術体系ととらえ、一体的な基準とした。

#### 4 飼料用米、飼料用稲

##### 現行

品目区分	品種・作型区分	地域区分	化学合成農薬 使用成分回数	化学肥料使用量 投入窒素量
飼料用米		全域（伊賀地域を除く）	12 回	12.0 kg/10a
飼料用米		伊賀地域	13 回	12.0 kg/10a
飼料用稲			9 回	14.0 kg/10a

##### 改正（案）

品目区分	品種・作型区分	地域区分	化学合成農薬 使用成分回数	化学肥料使用量 投入窒素量
飼料用米			18 回	12.0 kg/10a
飼料用稲（WCS用稲）			16 回	14.0 kg/10a

※適正な収量の確保に加え、周辺作物に対する病害虫の発生源とならないため、殺菌殺虫剤について主食用と同等とする。

ただし、直播栽培を前提として、成分回数を変更

#### II 新設

品目区分	品種・作型区分	地域区分	化学合成農薬 使用成分回数	化学肥料使用量 投入窒素量
飼料用トウモロコシ（青刈り）			10 回	23.0 kg/10a
飼料用トウモロコシ（子実）			10 回	25.0 kg/10a
オリーブ	露地栽培・果実生産		14 回	16.0 kg/10a

※飼料用トウモロコシ（青刈り）は、県内における令和5年の栽培面積が119haとなっており、作付けが拡大。

環境調和型栽培体系の実施と関連事業の活用のため、県慣行基準を設定

※飼料用トウモロコシ（子実）の推進にあたって、今後、環境と調和した栽培方法の推進において、取組の目安とするため、慣行基準を設定。

※オリーブについて県内生産組合が特別栽培に取組み、差別化して販売することを希望しているため、対応する県慣行基準を設定。